

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 11 月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500366 号

厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500085 号

第 1 結論

昭和 51 年 12 月から昭和 52 年 11 月までの請求期間、昭和 53 年 11 月から昭和 54 年 1 月までの請求期間、昭和 54 年 9 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間、昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの請求期間、昭和 57 年 9 月から同年 11 月までの請求期間、昭和 58 年 9 月から同年 11 月までの請求期間、昭和 59 年 11 月から昭和 60 年 1 月までの請求期間、昭和 61 年 1 月及び同年 2 月の請求期間、昭和 63 年 3 月の請求期間、平成元年 3 月の請求期間、平成 2 年 3 月の請求期間、平成 2 年 11 月の請求期間、平成 3 年 3 月の請求期間及び平成 4 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から昭和 52 年 11 月まで
② 昭和 53 年 11 月から昭和 54 年 1 月まで
③ 昭和 54 年 9 月から昭和 55 年 3 月まで
④ 昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 57 年 9 月から同年 11 月まで
⑥ 昭和 58 年 9 月から同年 11 月まで
⑦ 昭和 59 年 11 月から昭和 60 年 1 月まで
⑧ 昭和 61 年 1 月及び同年 2 月
⑨ 昭和 63 年 3 月
⑩ 平成元年 3 月
⑪ 平成 2 年 3 月
⑫ 平成 2 年 11 月
⑬ 平成 3 年 3 月
⑭ 平成 4 年 3 月

私の年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号及びはじめて被保険者となった日が、他の人の番号と日付となっており、訂正はされているが、このことによって、請求期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず未納となってしまう、その番号の人が納付したことになっているのではないかと疑問に思っている。

国民年金保険料は、昭和 51 年 12 月に母が私の国民年金の加入手続をしてくれて、昭和 55 年 3 月までは母が代わりに毎月納付書で納付しており、昭和 56 年 4 月以降は自分で納付していた。昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの期間が共済組合に加入していたということで、保険料が還付された記録となっていることから、それ以前の昭和 51 年 12 月から保険料を納付していることの証明になるのではないかと思っている。昭和 53 年 10 月、昭和 57 年 8 月及び昭和 59 年 10 月については、共済組合に加入していたため国民年金は納付不要と認識していたので、納付はしていない。請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者は、「昭和 51 年 12 月に母が私の国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料は昭和 55 年 3 月までは母が代わりに毎月納付書で納付していた。」と主張しているが、請求者の母は現在入院中のため、直接請求者の母からの聴取はできず、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 55 年 5 月頃に払い出されたものであり、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられる上、請求者の A 市における国民年金被保険者名簿には、「(受付年月日) 55. 5. 22」の記載があり、A 市からは「当該記載は、請求者の国民年金の加入手続(被保険者資格取得届の提出)を A 市で受け付けた日である。」との回答があった。それに加えて、昭和 55 年 5 月の加入手続時点で、請求者の厚生年金保険の資格喪失日翌日の昭和 51 年 12 月 2 日まで遡って国民年金の資格を取得したことにより、昭和 51 年 12 月から昭和 55 年 3 月までの期間が未納と記録されたものであり、当該加入手続時点では、請求期間①は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、過年度納付が可能な請求期間②及び③は、納付していたとする請求者の母から直接聴取できないことから保険料納付状況は不明であり、保険料が過年度納付された形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、昭和 51 年 12 月から昭和 55 年 3 月までは継続した一連の保険料未納期間であったものが、平成 7 年 3 月 29 日に行われた請求者の共済組合記録及び厚生年金保険記録との統合整理に伴い、請求者の国民年金の資格取得及び喪失の記録が追加された結果、この一連の未納期間が細分化されて、請求期間①、②及び③の未納期間となったものであり、請求者は、「記憶は定かではないが、共済組合や厚生年金保険からはずれた後に、年金手帳を持って行って、市役所で国民年金の再加入手続を行ったと思う。」と陳述しているが、請求者の所持する年金手帳及び A 市の国民年金被保険者名簿には、請求期間①に係る国民年金の資格喪失、請求期間②及び③に係る資格再取得及び再喪失の記載はなく、請求者の共済組合員の資格取得及び資格喪失に伴う国民年金への切替え手続が適切に行われた形跡は見当たらない。

加えて、当該記録追加時点では、請求期間①、②及び③は、既に時効により保険料を納付できない期間となっている。

請求期間④から⑭までについて、請求者は、「請求期間当時、記憶は定かではないが、共済

組合や厚生年金保険からはずれた後に、年金手帳を持って行って、市役所で国民年金の再加入手続を行ったと思う。」と陳述しているが、請求者の所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者が昭和 55 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、国民年金の資格を再取得したとする記載はなく、同日以後は国民年金の未加入期間とされており、請求者の共済組合及び厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に伴う国民年金への切替え手続が適切に行われた形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求期間④から⑭までは、平成 7 年 3 月 29 日に行われた請求者の共済組合記録及び厚生年金保険記録との統合整理に伴い、請求者の国民年金の資格再取得及び再喪失の記録が追加された結果、当該請求期間の未加入期間が細分化されて未納期間となったものであり、それまでは国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、当該記録追加時点では、請求期間④から⑭の期間は、既に時効により保険料を納付できない期間となっている。

なお、請求者の年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号及びはじめて被保険者となった日が、他の人の国民年金手帳記号番号（＊）と日付が記載され、それが二重線で取り消されて、訂正印が押され、その上に請求者の記号番号が記載されていることが確認できるところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、当該取り消された国民年金手帳記号番号は、請求者の母に払い出された記号番号であることが確認できる。

また、請求者の母のA市における国民年金被保険者名簿によると、「(受付年月日) 55. 5. 22」及び「手帳再交付 55. 5. 22」の記載が確認でき、請求者と同じ受付年月日の記載となっているとともに、請求者の母は年金手帳の再交付を受けていることが記載されている。

このことについて、A市は、「昭和 55 年 5 月 22 日同日に、請求者と請求者の母の双方の加入手続を受け付けており、その際、請求者の年金手帳に、請求者の母の国民年金手帳記号番号とはじめて被保険者となった日を誤って記載してしまったので、請求者の正しい国民年金手帳記号番号とはじめて被保険者となった日に訂正し、訂正印を押した。」と回答しているほか、年金記録の混同による請求者の年金記録の間違いについて調査したが、記録間違いは確認できなかった。

そのほか、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求期間①から⑭までについて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに、請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500442号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500084号

第1 結論

昭和55年6月から昭和58年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年6月から昭和58年12月まで

私は、昭和55年6月に会社を退社したので国民年金に加入する必要があると、海外旅行から帰国した昭和55年10月頃にA町役場(現在は、B市役所A総合支所)で国民年金の加入手続きを行い、昭和55年6月から昭和56年3月までの国民年金保険料を現年度納付し、その後の保険料については年度ごとに前納した。

請求期間が未納期間であることに納得できないので、当該期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年10月頃にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、昭和55年6月から昭和56年3月までの国民年金保険料を現年度納付し、その後の保険料については年度ごとに前納したとしているところ、請求者は、納付金額について記憶しておらず、C銀行(現在は、D銀行)E支店で、自分の預金口座から引き出した現金で保険料を納付したと陳述するのみで、預金通帳も処分したため現存しないとしていることから、請求期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和59年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、請求期間のうち、昭和55年6月から昭和56年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、昭和57年1月から昭和58年12月までの期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、請求者は、昭和55年10月頃に国民年金の加入手続きを行い、昭和55年6月分の保険料まで遡って納付した以外は、遡って納付した記憶はないとしている上、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿(以下、「名簿」という。)によると、備考欄に「受付

59. 3. 8」 「手帳交付 59. 3. 8」、摘要欄に「S59. 1月分より納付希望」と記載され、検認記録欄には、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの保険料を昭和 59 年 3 月 12 日に納付したことが記録されており、当該期間より前は空欄となっていることから、請求者は、昭和 59 年 3 月 8 日頃に国民年金の加入手続きを行い、昭和 59 年 1 月分の保険料より納付する旨の希望を伝え、当該月分の保険料から将来に向かった保険料の納付を開始したものと考えられる。

加えて、A 町の名簿によれば、請求者は、昭和 59 年 1 月から国民年金保険料を納付しており、同名簿の摘要欄に記載の「S59. 1 月分より納付希望」と一致することから、B 市役所は、A 町において昭和 59 年 1 月より前の納付書は発行されていないと思うと回答しており、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者に係る被保険者名簿を調査したところ、請求者の被保険者名簿に記載された「S59. 1 月分より納付希望」と同様、納付開始月が記載された被保険者名簿が多数見受けられ、これら被保険者すべてが、記載内容どおりの月より保険料納付を開始していることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500328号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500164号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和34年4月から同年11月30日まで
② 昭和35年3月から同年11月30日まで
③ 昭和36年3月から同年5月まで

年金記録を確認したところ、私がA社B出張所でダンプカーの運転手として勤務した期間のうち、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。請求期間について被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された写真の写し及び同僚の回答から、期間は特定できないものの、請求者が請求期間当時にC施設の建設工事現場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は「社員については厚生年金保険に加入させていたと考えられる。現場で採用された現場勤務者については現場ごとに加入・非加入の判断をしていたものと考えられますが、詳細は不明です。」と回答しており、また、同社B出張所の複数の元従業員は、厚生年金保険に加入するのは社員以上で、ダンプカーの運転手など現場採用の日給者は社員ではなく、失業保険には加入していたが厚生年金保険には加入していなかった旨陳述している。

さらに、A社B出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、請求者と同様にダンプカーの運転手として請求者が氏名を挙げた複数の者について、加入記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500503号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500163号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を18万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する請求期間に係る賞与明細書及び平成15年分給与所得の源泉徴収票、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、平成15年12月25日に、A社から賞与の支給を受け、標準賞与額18万3,000円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。